



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

## 組合契約による航空機リース事業——全部取消し！

～不動産所得の損失として損益通算を認容～

新聞紙上でも報道されて注目を集めていた、民法上の組合契約による航空機リース事業について、課税庁が、納税者らが締結した「組合契約」は民法上の組合契約ではなく、利益配当契約に過ぎないから、その所得は雑所得であるとして損益通算を否認して行った課税処分を取り消した事例で、TAINS会員の提供により、早くもご紹介できるものです（平成16年10月28日名古屋地裁・Z888-0822）。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

### 1. 事案の概要

原告らは、A社を事業執行者として民法上の組合契約を締結して、その組合は、各組合員からの出資と金融機関からの借入金により航空機を購入し、航空会社にリースして得たリース料収入を借入金の元本・利子の返済に充て、残余を組合員に分配し、リース終了後には組合員の同意を得て航空機の売却等の処分をすることとしました。原告らはその所得が不動産所得に当たるとし、減価償却費等を計上して所得税の確定申告を行ったところ、課税庁が、本件組合は、民法上の組合の形式を採っているが、実質的には業務執行会社であるA社との間で締結された利益配当契約であり、その所得は雑所得であって損益通算は認められないとして更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分を行いました。

### 2. 裁判所の判断

本件組合契約は、民法上の組合契約の成立要件を充足しているとして、課税処分を取り消しました。

- ① 憲法84条の重要な機能は、国民に対して経済活動における法的安定性と予測可能性を与えることにあり、国民が一定の経済的目的を達成しようとする場合、私法上、複数考えられる手段、形式のうちいずれを用いるかについて、選択の自由を有するといふべきである。もっとも、合理的理由がないのに、通常は用いられることのない法的手段、形式を選択することによって、所期の経済的効果を達成しつつ、通常用いられる法律行為に対応する課税要件の充足を免れ、税負担を減少あるいは排除する場合には、租税回避行為としてその有効性が問題となり得るが、このような場合でも、課税要件が充足したものと扱ふためには、これを許容する法律上の根拠を要すると解すべきである。
- ② 本件組合契約の解釈について、税負担を伴わないあるいは税負担が軽減されることを根拠に、直ちに通常は用いられることのない契約類型と判断した上、税負担を伴うあるいは税負担が重い契約類型こそが当事者の真意であると認定することは許されない。
- ③ 所有する期間に対応した各年度に費用としての減価償却を行う必要があることは会計理論に照らしても疑いを容れることはできない。もっとも、我が国における航空機の法定耐用年数が経済的なそれと比較してかなり短期間に定められているため、各年度の償却金額が経済的な資産価値の減少を上回ることが常態となっているが、その差額は、所有者に確定的に帰属するものではなく、最終的な処分時において譲渡所得という形で清算され得ることが明らかである。このように減価償却費と損益通算による所得の減少でいったんは課税の対象から外れた経済的利益も、最終的には課税の対象となり、納税額の総額の減少は、累進課税制度や、長期譲渡所得の2分の1課税などを適用した結果にすぎない。したがって本件各事業が経済的合理性を欠く旨の被告らの主張は採用できない。
- ④ 民法によれば、本件組合契約が民法上の組合契約の性質を有するかは、業務執行に携わらない一般組合員が検査権及び業務執行会社の解任権を有するか否かにかかるといふべきであり、本件組合契約には、一般組合員の検査権を排除した条項も、業務執行会社を解任する権利を排除する旨を定めた条項も見当たらない。そうすると、一般組合員が、検査権及び業務執行組合員の解任権を有していることは明らかであり、本件組合契約は、民法上の組合契約の成立要件を充足しており、これとは異なる利益配当契約と認めることはできない。……………（税法データベース編集室 大高由美子）

◇以上の判例について詳細（全文・A4版68枚）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込）で頒布しますので下記あてご一報ください。

JUSTAX 第136号(平成16年11月10日号)／編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部  
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-2モリタビル／TEL(03)3350 6300 FAX (03)3350 4628